

平成 20 年第 4 回市議会定例会において採択となった陳情

| | | | |
|-------|---------------------------|-------|------------|
| 番 号 | 陳 情 第 28 号 | 受理年月日 | 平 20. 9. 2 |
| 件 名 | 郵政民営化法の見直しについて | | |
| 結 果 | 平成 20. 12. 24 第 4 回定例会で採択 | | |
| 付託委員会 | 総務消防委員会 | | |

(委員会における審査経過)

本件は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融 2 社についても、将来的に郵便局において確実にサービスを受けられ、国民の利便性に支障を生じないようにユニバーサルサービスを義務付けるなどの法的な見直しを行うよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の状況等としては、郵政民営化については、平成17年10月に「郵政民営化関連 6 法案」が国会で可決及び公布され、18年 1 月に、民営化後の持株会社となる「日本郵政株式会社」が設立された。19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業が、日本郵政株式会社の下、郵便局を総括する「郵便局株式会社」、郵便事業を総括する「郵便事業株式会社」、郵便貯金事業を総括する「株式会社ゆうちょ銀行」及び簡易保険事業を総括する「株式会社かんぽ生命保険」の 4 つの会社に分社化され、事業を開始したところである。

事業の関係については、郵便、郵便貯金及び簡易保険の 3 事業について、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ郵便局株式会社と業務の委託契約を結ぶことにより、民営化後も郵便局でこれらの 3 事業を実施することになっている。

郵便貯金や簡易保険のユニバーサルサービスに関する国の考え方については、郵政民営化関連法案の審査における国会の委員会答弁等によると、法令で郵便局の設置を義務付け、サービスの拠点を確保していること、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に対して、郵便局との長期安定的な代理店契約、保険募集の委託契約があることを銀行業や保険業のみなし免許の条件とし、その契約期間は、移行期間である 10 年間に十分にカバーする長期としていること、過疎地の郵便局で金融サービスが続けられない状態が生じた場合には、株式会社ゆうちょ銀行や株式会社かんぽ生命保険の株式売却益等の積立てによる社会・地域貢献基金の交付により、サービスが継続できるようにしていること、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式は、持株会社である日本郵政株式会社が、移行期間終了の 29 年 9 月末までにすべて処分することになっているが、その処分に当たり郵便局株式会社等が一定程度保有することができるようにしていることから、株式の持ち合い等を行うことで一体的な経営が可能としていること、郵政民営化法で、民営化後 3 年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うとしており、内閣の郵政民営化推進本部内に設置された郵政民営化委員会において、経営形態のあり方を含むすべての事象を対象にあらゆる見直しを行うことができるようにしていることといった理由から、民営化後も郵便貯金や簡易保険のユニバーサルサービスが確保できるとされているところであ

る。

また、県内各市における本件と同趣旨の意見書提出の状況について伺ったところ、本年10月末現在、本市を除く県内17市のうち、11市が意見書を提出されているとのことである。

以上の点を踏まえる中で、委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択とすべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。

| | | | |
|-------|---------------------------|-------|------------|
| 番 号 | 陳 情 第 26 号 | 受理年月日 | 平 20. 9. 1 |
| 件 名 | 教育予算の拡充について | | |
| 結 果 | 平成 20. 12. 24 第 4 回定例会で採択 | | |
| 付託委員会 | 環境文教委員会 | | |

(委員会における審査経過)

本件は、1項＝「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。2項＝教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。3項＝学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況並びに当局の考え方を伺ったところ、1項＝教職員定数改善計画については、平成17年度までは、小中学校においては第7次教職員定数改善が、また、高等学校においては、第6次の定数改善が実施され、個に応じたきめ細かな指導が進められてきたが、国の財政事情が厳しいという理由により、公立義務教育諸学校及び高等学校の次期教職員定数改善計画は未だに実施されていないところである。したがって、小・中・高校におけるさらなる定数改善を図り、学校の教育体制を整備・充実させる必要があることから、早期の実施に向けて全国市町村教育委員会連合会や全国都市教育長協議会、中核市教育長会を通じて国へ要望しており、また、県市町村教育長会から県を通じて国へ要望していきたいと考えている。

2項＝義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るものであり、現行義務教育制度の重要な根幹をなしていると捉えている。しかしながら、国の財政支出抑制政策により、18年度から国庫負担率が従来の2分の1から3分の1へと切り替えられており、この制度がもし廃止されるようなことになると、自主財源が乏しく地方交付税に依存せざるを得ない自治体においては、必要な教員数を確保することが困難になり、地域間の不均衡や教育水準の低下を生じさせる恐れが考えられる。したがって、地方交付税措置が削減される方向にある中で、国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持することを、全国市町村教育委員会連合会や全国都市教育長協議会、中核市教育長会を通じて国へ要望しており、また、県市町村教育長会から県を通じて国へ要望していきたいと考えている。

3項＝学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所となるなど地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要であることから、本市においては、21年度までにすべての耐震診断を完了し、耐震補強を必要とする建物については、24年度を目途に補強工事を行うこととしている。また、国においては、本年度から緊急性の高い建物の改築に伴う耐震補強工事に対する補助率を3分の1から2分の1に拡充するなどの制度改正を行ったところである。就学援助については、義務教育の円滑な実施を図るため、

経済的理由により就学困難な小・中学校の児童生徒について、学用品費等を支給しているが、企業倒産やリストラなど経済状況の悪化、離婚などによる一人親世帯の増加などの社会情勢を反映して、受給者が全体の2割近くに増加してきており、扶助費が年々増加しているのが現状である。なお、準要保護児童生徒扶助費の国庫補助金は17年度から一般財源化され、地方交付税により措置されてはいるものの、どの程度の額が財源措置されているかは分からないところである。奨学金については、本市においても有用な人材を育成する目的で、奨学資金条例に基づき貸与を実施しているが、鹿児島県育英財団による奨学金については、国からの支援も受けているところであり、これまで、制度に係る要件の緩和や入学金制度の創設など教育環境の整備を図るよう全国市長会を通じて国に要望しているところである。学校・通学路の安全対策については、県教育委員会及び市教育委員会、市安心安全課等において、さまざまな事業を展開しているところであり、現在本市では、国の予算で県が実施している「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」の中の「学校安全スクールガード事業」に取り組んでいる。今後も、子供たちの安全確保のために、現在実施している事業の充実を図るとともに、国庫補助事業については、積極的に活用してまいりたいと考えている。

財政状況が厳しい中、これらの教育予算については、本市の義務教育等の円滑な推進と一層の向上を図るためにも、今後も必ず財源が確保されなければならないものである。全国市長会においても、地方交付税の確保など地方の財源確保について、本年6月末に関係省庁等に要望しているところであり、また、本市としても全国市町村教育委員会連合会や全国都市教育長協議会、中核市教育長会等を通じて、教育に関する予算の確保について、毎年、関係省庁へ要望しているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。